

氏名
(被相続人又は受贈者)

様式ID

NTA0VNX017010010



定期借地権等の評価明細書

(住居表示)		(地積)	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦	年
所在地番		m ²	課税時期	令和 年 月 日	残存期間年数	⑧	年
定期借地権等の種類	一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権・事業用定期借地権等			設定期間年数に応ずる基準年利率による	複利現価率	④	
定期借地権等の設定時	自用地としての価額	①	(1㎡当たりの価額) 円		複利年金現価率	⑤	
	通常取引価額	②	(通常の取引価額又は①/0.8) 円				
課税時期	自用地としての価額	③	(1㎡当たりの価額) 円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率		⑥	

(令和六年分以降用)

(注1) 居住用の区分所有財産における定期借地権等を評価する場合の③の自用地としての価額は、令和5年9月28日付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」(法令解釈通達)の適用後の価額を記載します。

(注2) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額の 計算 評価額の 計算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円 = ⑨	〔権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了の時に返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。〕	⑨	(権利金等の授受による経済的利益の金額) 円	
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円		〔保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率による利息の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。〕	⑩	(保証金等の授受による経済的利益の金額) 円
		(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満の約定利率) (⑤の複利年金現価率) (B) - [(B) ×] - [(B) × ×] = ⑩				
	(権利金等の授受による経済的利益の金額) (保証金等の授受による経済的利益の金額) (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額) ⑨ 円 + ⑩ 円 + ⑪ 円 = ⑫ (注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、(続)2参照。)			⑫	(経済的利益の総額) 円	
	(経済的利益の総額) (⑥の複利年金現価率) (課税時期における自用地としての価額) ⑫ 円 ③ 円 × (設定時の通常取引価額) × (⑤の複利年金現価率) = ⑬ ② 円			⑬	(定期借地権等の評価額) 円	

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了の時以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地 ((続)1のAに該当するもの)	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円 - (課税時期における自用地としての価額) ③ 円 × (底地割合 ((続)3参照)) (⑥の複利年金現価率) × (⑤の複利年金現価率) = ⑭	(一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額) 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地 ((続)1のBに該当するもの)	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円 - (定期借地権等の評価額) ⑬ 円 = ⑮ 円 (課税時期における自用地としての価額) ③ 円 × (残存期間年数に応じた割合 ((続)4参照)) = ⑯ 円	⑮ ⑯ (上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑮と⑯のいずれか低い金額)) 円